

定 款

特定非営利活動法人 y o o T H

特定非営利活動法人 y o o T H 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、 特定非営利活動法人 y o o T H という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市天白区原一丁目502番地ライオンズマンション原駅3-12号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども食堂を主要活動とし、十分な食事を取れない子どもたちや一人で食事をする子どもたちに安心できる食事と居場所を提供するとともに、スポーツや音楽イベントを企画、開催し、年齢・性別・障害の有無に関わらず参加できるコミュニティ形成を促進し、もって子どもたちの健全な成長及び心身ともに豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 消費者の保護を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども食堂の運営及び食事支援事業
- (2) 各種イベント（スポーツ、教育、音楽、起業等）の企画及び開催並びに運営事業
- (3) バスケットボール競技開催及び支援事業
- (4) バスケットボール技術の指導及び普及に関わる事業
- (5) プロの演奏家による学校等での技術指導及び普及に関わる事業
- (6) 音楽会開催及び支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前 2 項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日

以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理

事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 伊藤洋介

副理事長 太田美紀

理事 中村万也

監事 齋藤欣亮
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 y o o T H

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	イトウ ヨウスケ 伊藤 洋介		有
理事	オオタ ミキ 太田 美紀		無
理事	ナカムラ マヤ 中村 万也		無
監事	サイトウ ヨシアキ 齋藤 欣亮		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私たちは、地域の子どもたちの健全な成長と食の安全保障に長年携わってまいりました。

昨今の経済情勢や家庭環境の変化により、十分な食事を取れない子どもたちや、一人で食事をする子どもたちが増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響によりさまざまな社会活動が制限され、地域のつながりが希薄になる中で、子どもたちの居場所づくりがますます重要となっています。

私たちは、すべての子どもたちが安心して食事ができ、地域の人々と交流できる「子ども食堂」を中心とした活動を通じて、子どもたちの健全な成長を支援したいと考えております。多くの子ども食堂が月2回程度の開催にとどまる中、私たちは子どもたちへの継続的な支援の必要性を痛感し、最低でも毎週の活動実施を目指しています。

なお、私たちは本法人設立以前から地域での子ども食堂活動の実績があり、その経験を活かして更なる支援の充実を図りたいと考えております。併せて、年齢、性別、障害の有無に関係なく、地域のコミュニティ形成の一環として、副次的にスポーツ活動や音楽活動の機会も提供していくことで、心身ともに豊かな地域社会の実現を目指します。

このような考えのもと、子ども食堂を中心とした地域支援活動を継続的に行うには、個々の力では到底足りず、組織として法人を設立し、他の団体や関係行政機関、更には地域住民との連携と協力が不可欠であると判断しました。

また、活動を行うに当たっては、様々な契約等の法律行為が発生するため、法人格の取得が必須と考えました。

私たちの活動は、営利を目的とするものではないので、「特定非営利活動法人」として社会的な信頼を得るとともに、時代に即した柔軟な事業と活動の継続により責任ある法人運営を行い、食を通じた子どもの健全育成と地域コミュニティの活性化を図り、「誰もが安心して暮らせる社会」、「精神的・身体的にも豊かになる社会」の実現をめざし、ここに「特定非営利活動法人 y o o T H」を設立いたします。

2 申請に至るまでの経過

「特定非営利活動法人 y o o T H」の法人設立に携わる者たちは、これまで個人個人で子ども食堂活動であったり、スポーツ活動や音楽活動を行ってきました。

その中で、個々の活動においてはやれることの限界や続けることの難しさを身をもって感じており、「子どもたちの健全な成長を支援したい」という共通の想いを持った者たちで幾度と話し合いを重ねてきたところ、組織としての総合力が必要と考えに至り、特定非営利活動法人としての法人格の取得に向けて動き出した経緯になります。

令和7年4月	特定非営利活動法人の設立のための準備開始
令和7年5月	設立時社員となる発起人会の開催
令和7年6月	設立総会の開催

令和7年6月17日

特定非営利活動法人 y o o T H 設立代表者 伊藤 洋介

特定非営利活動法人 y o o T H
令和 7 年度事業計画書

1 事業実施の方針

当初年度の事業は、子どもの健全育成を図る活動として子ども食堂の運営を中心に実施し、あわせて各分野別の委員会を設置して、次年度以降の事業の企画検討を行う。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 子ども食堂の運営及び食事支援事業	子ども食堂を運営し、食事支援を行う。	(A) 毎週 1 回 (B) 名古屋市、日進市、長久手市 (C) 3 名	(D) 子ども (E) 20 人	1,148
(2) 各種イベント (スポーツ、教育、音楽、起業等)の企画及び開催並びに運営事業	スポーツ、教育、音楽、起業等のイベントを企画、開催、運営をし、興味関心がある人たちが参加・体験できる事業を行う。	(A) 年間 4 回 (B) 名古屋市、日進市、長久手市、東郷町 (C) 5～10 名	(D) スポーツ、教育、音楽、起業等に関心がある市民 (E) 多数	660
(3) バスケットボール競技開催及び支援事業	バスケットボール競技の開催をする。また、バスケットボール競技の開催をする他の団体の支援を行う。	(A) 年間 2 回 (B) 名古屋市、日進市、長久手市、東郷町 (C) 各回 10 名	(D) 地域住民、学生 (E) 各回 80 人	637
(4) バスケットボール技術の指導及び普及に関わる事業	バスケットボールの技術の指導を行う。また、技術指導を通じてバスケットボール参加人口の増加を図る。	(A) 通年 (B) 名古屋市、日進市 (C) 4 名	(D) 小中学生 (E) 10 人	1,372
(5) プロの演奏家による学校等での技術指導及び普及に関わる事業	学校の吹奏楽部などで演奏の指導を行う。	(A) 通年 (B) 愛知県内の市町村 (C) 4 名	(D) 小中学生 (E) 120 人	761
(6) 音楽会開催及び支援事業	プロ・アマチュアを問わず、演奏会を有償・無償で受託し、音楽会を開催する。	(A) 年間 3 回 (B) 愛知県内の市町村 (C) 15 名	(D) 地域住民 (E) 各回 100 人	1,422

特定非営利活動法人 y o o T H

令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

翌年度の事業は、前年度の子ども食堂の利用状況等を検証し、当法人の子ども食堂が食事支援を必要とする子どもたちに利用しやすい環境を整備するとともに、各分野別委員会の活動を実施していく。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 子ども食堂の運営及び食事支援事業	子ども食堂を運営し、食事支援を行う。	(A) 毎週 2 回 (B) 名古屋市、日進市、長久手市 (C) 3 名	(D) 子ども (E) 20 人	2,878
(2) 各種イベント (スポーツ、教育、音楽、起業等)の企画及び開催並びに運営事業	スポーツ、教育、音楽、起業等のイベントを企画、開催、運営をし、興味関心がある人たちが参加・体験できる事業を行う。	(A) 年間 4 回 (B) 名古屋市、日進市、長久手市、東郷町 (C) 5～10 名	(D) スポーツ、教育、音楽、起業等に関心がある市民 (E) 多数	566
(3) バスケットボール競技開催及び支援事業	バスケットボール競技の開催をする。また、バスケットボール競技の開催をする他の団体の支援を行う。	(A) 年間 4 回 (B) 名古屋市、日進市、長久手市、東郷町 (C) 各回 10 名	(D) 地域住民、学生 (E) 各回 80 人	1,145
(4) バスケットボール技術の指導及び普及に関わる事業	バスケットボールの技術の指導を行う。また、技術指導を通じてバスケットボール参加人口の増加を図る。	(A) 通年 (B) 名古屋市、日進市 (C) 4 名	(D) 小中学生 (E) 10 人	807
(5) プロの演奏家による学校等での技術指導及び普及に関わる事業	学校の吹奏楽部などで演奏の指導を行う。	(A) 通年 (B) 愛知県内の市町村 (C) 4 名	(D) 小中学生 (E) 120 人	648
(6) 音楽会開催及び支援事業	プロ・アマチュアを問わず、演奏会を有償・無償で受託し、音楽会を開催する。	(A) 年間 3 回 (B) 愛知県内の市町村 (C) 15 名	(D) 地域住民 (E) 各回 100 人	1,186

活動予算書

法人成立の日から 令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取寄附金			
受取寄附金	3,000,000	3,000,000	
2. 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000	1,000,000	
3. 事業収益			
子ども食堂の運営及び食事支援事業収益	0		
各種イベント(スポーツ、教育、音楽、起業等)の企画及び開催並びに運営事業収益	1,000,000		
バスケットボール競技開催及び支援事業収益	1,440,000		
バスケットボール技術の指導及び普及に関わる事業収益	480,000		
プロの演奏家による学校等での技術指導及び普及に関わる事業収益	600,000		
音楽会開催及び支援事業収益	2,000,000	5,520,000	
4. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			9,520,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	3,600,000		
法定福利費	540,000		
人件費計	4,140,000		
(2)その他経費			
会議費	120,000		
旅費交通費	120,000		
消耗品費	300,000		
水道光熱費	300,000		
雑費	180,000		
通信運搬費	240,000		
賃借料	600,000		
その他経費計	1,860,000		
事業費計		6,000,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	1,800,000		
給料手当	1,200,000		
法定福利費	100,000		
人件費計	3,100,000		
(2)その他経費			
会議費	60,000		
旅費交通費	120,000		
通信運搬費	60,000		
賃借料	100,000		
その他経費計	340,000		
管理費計		3,440,000	
経常費用計			9,440,000
当期正味財産増減額			80,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			80,000

活動予算書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

(単位:円)

科 目		金 額		
Ⅰ 経常収益				
1. 受取寄附金				
受取寄附金	3,000,000	3,000,000		
2. 受取助成金等				
受取助成金	1,000,000	1,000,000		
3. 事業収益				
子ども食堂の運営及び食事支援事業収益	0			
各種イベント(スポーツ、教育、音楽、起業等)の企画及び開催並びに運営事業収益	1,200,000			
バスケットボール競技開催及び支援事業収益	2,400,000			
バスケットボール技術の指導及び普及に関わる事業収益	480,000			
プロの演奏家による学校等での技術指導及び普及に関わる事業収益	600,000			
音楽会開催及び支援事業収益	2,000,000	6,680,000		
4. その他収益				
受取利息				
雑収益		0		
経常収益計				10,680,000
Ⅱ 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	4,710,000			
法定福利費	540,000			
人件費計	5,250,000			
(2) その他経費				
会議費	120,000			
旅費交通費	120,000			
消耗品費	360,000			
水道光熱費	300,000			
雑費	190,000			
通信運搬費	290,000			
賃借料	600,000			
その他経費計	1,980,000			
事業費計		7,230,000		
2. 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬	1,800,000			
給料手当	1,200,000			
法定福利費	100,000			
人件費計	3,100,000			
(2) その他経費				
会議費	60,000			
旅費交通費	120,000			
通信運搬費	60,000			
賃借料	100,000			
その他経費計	340,000			
管理費計		3,440,000		
経常費用計				10,670,000
当期正味財産増減額				10,000
前期繰越正味財産額				80,000
次期繰越正味財産額				90,000